（議員提出議案第１号）

議会の議決すべき事件等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
（議決事件） 第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第２項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を次のとおり定める。 ⑴　サンプラザ地区に係るまちづくり整備の方針に関すること。 ⑵　区が株式会社まちづくり中野２１の株主総会において、次に掲げる事項につき議決権を行使すること。 ア　定款の変更 イ　会社の合併 ウ　会社の解散 ⑶　令和４年１２月２０日付けで締結した（仮称）中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業の事業推進に関する基本協定を変更し、又は解除すること及び当該基本協定に代わる新たな中野駅新北口駅前エリアの再整備事業に関する協定を締結し、変更し、又は解除すること。 （経営状況を説明する書類の作成及び提出） 第２条　区長は、毎年度、株式会社まちづくり中野２１の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出しなければならない。 附　則 この条例は、公布の日から施行する。 附　則 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第１条第３号の規定は、同日以後に行う同号に規定する（仮称）中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業の事業推進に関する基本協定の変更又は解除及び当該基本協定に代わる新たな中野駅新北口駅前エリアの再整備事業に関する協定の締結、変更又は解除について適用する。	（議決事件） 第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第２項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を次のとおり定める。 ⑴　サンプラザ地区に係るまちづくり整備の方針に関すること。 ⑵　区が株式会社まちづくり中野２１の株主総会において、次に掲げる事項につき議決権を行使すること。 ア　定款の変更 イ　会社の合併 ウ　会社の解散 （経営状況を説明する書類の作成及び提出） 第２条　区長は、毎年度、株式会社まちづくり中野２１の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出しなければならない。 附　則 この条例は、公布の日から施行する。